

31 静保健介第 5527 号

令和 2 年 3 月 2 日

夜間対応型訪問介護事業所 管理者 様

小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業 者 指 導 担 当 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る静岡市独自報酬基準の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。現在、各事業所においては感染症対策を徹底されているところかと思いますが、静岡市独自報酬基準の取扱いについて、厚生労働省からの通知、照会等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本市では下記の取扱いとしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は独自報酬加算を算定していない事業所にも発送していることを申し添えます。

記

1 令和 2 年 2 月・3 月（加算算定月）における取り扱い

(1) 静岡市独自報酬基準のうち、人員配置を評価する基準について

新型コロナウイルス感染症に伴い、学校が休校等になることにより、一時的に独自報酬基準で定める人員配置が算定要件を満たさなくなる場合について、有資格者等の割合の計算の際、当該職員を除外して算出してもよいこととします。

また、有資格者の配置を要件としている部分は、令和 2 年 2 月・3 月においては従前の配置状況を鑑み、算定を可能とします。

(2) 小規模多機能型居宅介護 要件 (2)

「登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄り、利用者と交流することができる仕組みを設けること（2月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）」について

《 2 月の取扱い 》

加算の趣旨を鑑み、原則、通常時の取扱いのとおりとします。

例) 令和 2 年 1 月 未実施
令和 2 年 2 月 未実施

⇒

事業の実施月及びその翌月は算定可。
よって、2月は算定不可

ただし、昨今の地域社会における行事等の中止、事業所における感染防止を目的とした面会制限等の状況を踏まえ、下記の条件に該当する場合は、算定を認めることとします。該当する事業所におかれましては、指定の書類に資料を添付の上、市に届出てください。

【条 件】

次のいずれにも該当すること

- イ 令和2年1月において、事業を実施しなかった。
※前月（1月）実施していた場合は、従前通り翌月（2月）は算定可能。
- ロ 令和2年2月において、地域住民と利用者の交流を図ることを目的とした行事等の計画・準備をしていた。
- ハ 当該行事等が新型コロナウイルス感染症を要因としてやむを得ず中止・延期になり、結果的に令和2年2月は地域住民と利用者の交流が実現しなかった。

<条件に当てはまると考えられるケース>

想定：地域住民を事業所に招く催しを偶数月に1度開催していた。令和2年2月においては、2月29日（土）を予定としていたが、新型コロナウイルス感染症を懸念し、急遽中止した。

<条件に当てはまらないケース>

- 例1) 元々、2月に行事等の計画・準備をしていなかった。
- 例2) 中止・延期の要因が、新型コロナウイルス感染症と関係がない。

【提出書類】

- ①地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（実績報告用）
※通常時と同様の書式です。
- ②中止・延期となった行事等の概要がわかるもの
例) 地域住民宛に発送した案内文、作成していた催しのチラシ、年間計画等

≪ 3月の取扱い ≫

今後も、行事等の自粛・制限が考えられます。令和2年3月においては、従前より当該加算の算定をしており、かつ当該加算の趣旨「登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄り、利用者と交流することができる仕組み」に準ずる取り組みを実施している事業所については、行事等の開催の有無を問わず、一時的な措置として算定を認めます。

なお、一切の取り組みがない場合は、加算の趣旨に則さないため、通常通り、算定できません。この場合、「地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（実績報告用）」のみ提出してください。この場合、取り下げの申出書の手続きは不要です。

【提出書類】

①地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（実績報告用）

※通常時と同様の書式です。

②地域密着型サービス独自報酬算定に係る取り組みについての実績報告書

（様式第3号）※通常時と同様の書式です。

※取り組み内容を簡潔でかまいませんので、記載してください。

<取り組みの例示>

- ・事業所の広報誌を町内に回覧し、事業所の活動内容の周知を図った。
- ・地域ボランティアを受け入れた。
- ・事業所の代表者が町内会や自治会の会合に出席し、情報交換を行った。
- ・登録者ではない地域住民から、介護に関する相談に応じた。

3 提出期限

実績報告書の提出期限は毎月5日厳守ですが、2月・3月は下記のとおりとします。

2月分：令和2年3月9日（月）必着 ※書類準備期間を鑑み、延長します。

3月分：令和2年4月3日（金）必着 ※5日が閉庁日のため。

4 その他

- （1）本通知の有効期間は令和2年4月3日（金）までとします。ただし、この有効期間後にも本取扱いを継続する必要があると判断する場合には、改めて通知します。
- （2）本通知の内容は静岡市の解釈であるため、利用者が他市町村の被保険者である場合には各保険者に確認してください。
- （3）本取扱いは現時点での判断であり、今後状況により変更する場合があります。
- （4）参考通知は次の通りです。

・厚生労働省発出 令和2年2月17日付 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」

<提出先・問い合わせ先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 14階

静岡市 介護保険課 事業者指導第1係

電話：054-221-1088

FAX：054-221-1298